**平成２１年（フ）第５５７９号**
大阪市住之江区南港中４丁目７番23―203号
債務者　杉原　明典
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５６１２号**
大阪府東大阪市吉田本町３丁目５番１号
ファミールヨシムラ205号
債務者　上野　啓子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５６２５号**
大阪市西淀川区柏里３丁目１番８―301号
債務者　吉田　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５６３２号**
大阪府大東市諸福５丁目７番10号　ボンジュール木村505号、住民票上の住所大阪府枚方市田口４丁目16番26号
債務者　増井　　賢
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５６７０号**
大阪市西区千代崎２丁目14番16号　504
債務者　阿知波直子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５７８２号**
大阪市住之江区西加賀屋４丁目３番５―1004号
債務者　小坂　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５８０４号**
大阪府交野市私部４丁目19番10号
債務者　植田　清文
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５８２３号**
大阪府豊中市穂積１丁目３番１―302号
債務者　秋山　眞吾
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第５９５４号**
大阪府寝屋川市松屋町16番８号
債務者　中条　　繁
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６０５０号**
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ６―403号
債務者　谷　　芳明
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６０６８号**
大阪府八尾市曙町４丁目93番地の８
債務者　浅川　良子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６０８０号**
大阪府交野市松塚32番102号
債務者　前　　伸也
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６０９６号**
大阪市住吉区苅田３丁目３番８号エクセルハイツ小林303号
債務者　西﨑　裕良
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６１２５号**
大阪市平野区平野本町４丁目１番13号　アテーサヒラノ405号
債務者　上賀　友彦
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６１９２号**
大阪市平野区喜連西５丁目２番22―903号
債務者　小田　良一
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６２６９号**
大阪府枚方市田口山２丁目34番８号
債務者　河邊かつみ
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６２８６号**
大阪府寝屋川市昭栄町17番15号
債務者　伊佐　　功
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第６３３１号**
大阪府八尾市東山本町６丁目６番６号
債務者　髙安　麻世
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部